

太田市準認可保育施設支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認可保育所では対応できない様々な就労形態に応じた多様な保育形態への需要に対応するために設置された認可外保育施設における入所児童の処遇改善及び質の高い保育サービスの充実を図り、もって児童福祉の向上に寄与するため、市が定める要件を満たす認可外保育施設を準認可保育施設として認定することに関し必要な事項を定め、及び当該準認可保育施設に太田市準認可保育施設支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認可外保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定に基づき群馬県知事へ届け出を行った認可外保育所のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の規定による知事の認可を受けていないもの及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者でないものをいう。

(認定要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する認可外保育施設を準認可保育施設として認定するものとする。

- (1) 年度当初において、入所児童（一時預かりであるものを除き、月ぎめ等の継続的な利用形態であるものに限る。以下同じ）の数が10人以上であり、かつ、その数のおおむね2割以上が2歳以下の乳幼児であること。
- (2) 保育従事者の数は、0歳児3人につき1人以上、1歳児5人につき1人以上、2歳児6人につき1人以上、3歳児15人につき1人以上、4歳以上児25人につき1人以上であること。
- (3) 前号に規定する保育従事者の3分の2以上は、原則として保育士、保健師、看護師、准看護師、小学校教諭又は幼稚園教諭であること。
- (4) 年間を通じて通常保育時間が1日につき8時間以上であること。
- (5) 群馬県認可外保育施設指導監督実施要綱（平成13年4月1日群馬県制定）の別

添「群馬県認可外保育施設指導監督基準」を遵守していること。

- (6) 施設に施設長及び保育従事者を配置し、調理員についてはできる限り配置すること。
- (7) 施設長は、施設運営の責任者として、常勤職員とすること。
- (8) 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及び便所があること。
- (9) 乳児の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されていること。
- (10) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。
- (11) 便所には、手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。
- (12) 保育室、調理室、便所、寝具、食器等が、常に清潔に保たれていること。
- (13) 主に特定の事業所における従業員の児童を対象としている場合は、その定員が総定員の2分の1以内であること。

（認定手続等）

第4条 準認可保育施設の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、準認可保育施設認定申請書（様式第1号）に必要書類を添えて毎年4月30日までに市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類を審査し、これを認定したときは、準認可保育施設認定書（様式第2号）を申請者に交付する。

（要件の監査等）

第5条 市長は、当該職員をして、年度ごとに1回以上、準認可保育施設が第3条各号に掲げる要件に該当しているかどうかについての実地による監査をさせなければならない。ただし、当該準認可保育施設について次の各号のいずれかに該当する場合においては、実地の監査に代えて、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させることにより、当該要件に該当しているかどうかを確認させることができる。

- (1) 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地の監査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合

- (2) 前年度の実地の監査の実施状況及び準認可保育施設として認定を受けてからの年数を勘案して実地の監査が必ず必要でないと認められる場合

2 市長は、前項の監査の結果、第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(補助対象事業)

第6条 この補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、企業主導型保育事業費補助金実施要綱（平成29年4月27日府子本第370号・雇児発0427第2号）の規定に基づき企業主導型保育事業費補助金の支給を受けている準認可保育施設を除く。

- (1) 保育充実事業 入所児童の保育の充実を図る事業
- (2) 障害児保育充実事業 入所障害児の保育の充実を図る事業
- (3) 職員健康診断実施事業 職員に対し労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の第43条及び第44条の規定により健康診断を実施する事業
- (4) 保育士配置充実事業 群馬県認可外保育施設支援補助金交付要綱による事業
- (5) 入所児童健康診断実施事業 群馬県認可外保育施設支援補助金交付要綱による事業

(補助金の交付)

第7条 市長は、準認可保育施設に対し別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める補助金の額の総額を交付する。

2 前項の補助金の額の総額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(立入調査等)

第8条 市長は、準認可保育施設の運営状況について、立入調査をすることができる。

2 市長は、前項の立入調査の結果、改善を要すると認められた場合は、当該準認可保育施設の設置者に対し改善を指導するものとする。

3 市長は、前項の規定による指導を受けた準認可保育施設の設置者がその指導に従わない場合は、当該認定を取り消すことができる。

(書類の整備等)

第9条 準認可保育施設の設置者は、その業務に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該認定を受けた日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(補助金の減額又は返還)

第10条 市長は、第5条第2項又は第8条第3項の規定により認定を取り消された準認可保育施設に対し、補助金を減額し、又は返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた者については、第9条及び第10条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行し、改正後の第6条及び別表の規定は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成２３年１０月２０日から施行し、改正後の太田市準認可保育施設支援事業実施要綱の規定は、平成２３年１０月１日から適用する。

(経過措置)

2 平成２３年９月３０日までに改正前の太田市準認可保育施設支援事業補助金交付要綱の規定により交付の決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２４年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年６月２９日から施行し、改正後の太田市準認可保育施設支援事業実施要綱の規定は、平成２４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２７年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行し、改正後の太田市準認可保育施設支援事業実施要綱の規定は、同年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第7条関係）

区 分	補 助 金 の 額	摘 要
保育園運営費 等補助金	満3歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある乳児及び幼児1人につき 月額10,000円	各月1日時点の太田市在住の児 童数とする。 ※各月初日において、入所児童の 数が10人以上であり、かつ、その 数のおおむね2割以上が2歳以下 の乳幼児である場合
	満3歳に達する日以後の最初の3月31日 を経過してから小学校就学の始期に達す るまでの幼児1人につき月額2,000円	
	小学校(第1学年から第3学年までに限 る。)に就学する少年1人につき月額1,4 00円	
障害児保育充 実事業	満3歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある障害児1人につき月額5, 000円	各月1日時点の太田市在住の児童 数とする。 療育手帳制度要綱(昭和48年9月 27日厚生省発児第156号)の規定 に基づき療育手帳の交付を受けた 者、特別児童扶養手当等の支給に 関する法律(昭和39年法律第134 号)第5条の規定に基づき特別児童 扶養手当の認定を受けた者、身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年 厚生省令第15号)別表第5号の身 体障害者障害程度等級表の1級か ら6級までのいずれかに該当する者 又はこれに準ずるものとして市長が 認めた者が入所している場合に、保 育充実事業の補助金に加算して交 付する。 ※各月初日において、入所児童の 数が10人以上であり、かつ、その 数のおおむね2割以上が2歳以下 の乳幼児である場合
	満3歳に達する日以後の最初の3月31日 を経過してから小学校就学の始期に達す るまでの障害児1人につき月額2,500円	
	小学校(第1学年から第3学年までに限 る。)に就学する障害児1人につき月額 1,750円	
職員健康診断 実施事業	職員1人につき10,000円。ただし、1施 設につき50,000円を限度とする。	
保育士配置事 業	基本分 群馬県認可外保育施設支援補助金の額	保育士配置充実事業(基本分)に 必要な経費 ※各月初日において、入所児童の 数が10人以上であり、かつ、その数 のおおむね2割以上が2歳以下の 乳幼児である場合
	長時間保育分 群馬県認可外保育施設支援補助金の額	保育士配置充実事業(長時間保育 分)に必要な経費 ※各月初日において、入所児童の 数が10人以上であり、かつ、その数 のおおむね2割以上が2歳以下の 乳幼児である場合
入所児童健康 診断実施事業	群馬県認可外保育施設支援補助金の額	入所児童健康診断実施事業に必 要な経費